

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月18日

徳島県監査委員	数藤善和
同	福永義和
同	片山隆司
同	喜田義明
同	三木亨

（監査の結果）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成22年3月15日

徳島県監査委員	数藤善和
同	福永義和
同	片山隆司
同	喜田義明
同	三木亨

1 請求の受付

（1）請求書の提出

平成22年2月10日付けでとくしま見守り隊（徳島市 代表 大久保初子）ほか13名から提出があった請求書は、同日、受け付けた。

（2）請求書の要旨

第1 請求の趣旨

徳島県は、平成21年2月18日、社団法人内外情勢調査会発行の講演シリーズ「前進！徳島飛躍への道」～神戸淡路鳴門自動車道 全通十周年～ 徳島県知事飯泉嘉門と題する冊子を1,200部購入し、その代金として300,000円（単価250円×1,200部）、梱包・発送費として8,000円、総額308,000円を株式会社時事通信社徳島支局に支払っているが、上記冊子を公費を用いて購入することは違法・不当であることから、308,000円の支出は違法・不当な公金支出である。

よって、徳島県知事は、上記の違法・不当な公金支出を行った飯泉嘉門及び板東安彦に対し、上記金員のすみやかな返還を請求するなど、必要な措置を講ずること。

第2 請求を求める理由

1. 徳島県は、徳島県知事である飯泉嘉門が平成20年5月16日、社団法人内外情勢調査会徳島支部（以下、「内外情勢調査会徳島支部」という。）が主催した会員を対象とする5月定例会（以下、「本定例会」という。）で行った講演をまとめた「前進！徳島飛躍への道」～神戸淡路鳴門自動車道 全通十周年～徳島県知事飯泉嘉門と題する冊子（以下、「本冊子」という。）を1,200部購入し、平成21年2月18日、その代金として300,000円（単価250円×1,200部）、梱包・発送費として8,000円、総額308,000円を株式会社時事通信社徳島支局に支払った。

過去5年間の本件冊子の購入部数と購入費用は次のとおりである。

年度	購入部数	購入費
平成16年度	6,500部	1,890,000円
平成17年度	8,000部	1,890,000円
平成18年度	11,700部	1,796,280円
平成19年度	5,000部	968,700円
平成20年度	1,200部	308,000円
合計	32,400部	6,852,280円

2. 内外情勢調査会は、株式会社時事通信社の関連団体で、昭和29年に創設された公益法人であり、その目的とするところは、内外の情報を収集し、地域のオピニオンリーダーに講演会・資料の配布により、正しい世論の醸成に寄与することを使命とし、会員には配布資料を配布するとともに、東京において、政府及び政党の首脳、各界の著名な有識者を招く全国懇談会、また支部毎に事務局より各界のタイムリーな講師を派遣する支部懇談会で構成されており、会員として入会するには、会費を支払って入会することになっている。

内外情勢調査会徳島支部の月定例会は、本部の指示に従い、会員の相互交流を目的として行っているところ、同会において、飯泉知事は就任以来、毎年講演を行っており慣行化している。

3. 本件で問題となっている冊子は、内外情勢調査会徳島支部の会員を対象とした本定例会において、飯泉知事が「勇往堅実！百年に一度のピンチをチャンスに」のテーマで講演し、緊急経済雇用対策、安全・安心とくしま、とくしま新成長戦略、二十一世紀の新しい徳島づくりなど県政施策を紹介した内容をまとめたものであるというが、しかし、飯泉知事は、内外情勢調査会徳島支部の会員に対し、飯泉嘉門後援会の発行するカモン・マニフェスト第二幕の実績報告及び自身の政策をアピールしたにすぎず、その内容をまとめたものである。

カモン・マニフェスト第二幕は、基本理念「オンリーワン徳島」の実現を目指し、7つの基本目標に向けて全力で取り組みます。と題し、1「オープンとくしま」の実現、2「経済飛躍とくしま」も実現、3「環境首都とくしま」の実現、4「安全・安心とくしま」の実現、5「“まなびや、とくしま”の実現、6「“みんなが、とくしま”の実現、7「“にぎわい、とくしま”の実現の7つの基本目標を掲げている。

本冊子は、全部で三部構成されており、「神戸淡路鳴門自動車道 全通十周

年」～飛躍へのチャンス～，「二十一世紀型行政スタイル」への転換～徳島の提言を日本の標準「ジャパン・スタンダード」へ～，[「進化するオンリーワン徳島」第二幕などの題で項目を立て全68ページにわたって紹介し，「一はじめに」の項目に，「第三部は，……（中略）……オンリーワン徳島行動計画（第二幕）の主な取り組みを，計画に掲げた七つの基本目標に沿ってご紹介させていただきます。」と記載されている（本冊子2ページ）。

以下，68ページ全てに記載されている内容は，上記マニフェストの実績報告及び自身の政策をまとめた宣伝内容であるといえる。

そして，飯泉知事のサイン入りで顔写真とプロフィールが1ページを用いて掲載されていて，自身の宣伝をしている。

よって，本冊子は，飯泉知事のマニフェストの実績報告及び政策など自身の宣伝をする目的で作成された宣伝本であることは疑いようのないものと言わざるを得ない。そのような冊子は，公金を用いて購入することは許されず，個人か後援会が購入すべきである。

4. 徳島県は，本冊子を県政全般を理解する資料として職員に配布，市町村や各種会議などを通じて県民にも無料で配っているとしている。

しかし，本冊子と類似した，県政の指針「オンリーワン徳島行動計画」の内容をまとめた県発行の冊子が作成され，本冊子と同様に職員や県民に大量に無料配布されている。

また，本冊子に記載されている政策方針などは，知事の定例会見や県議会での知事の所信表明などで知る機会はある。

よって，わざわざ外部団体が発行する冊子を公金を用いて購入する必要性はなく，本冊子の購入は，経費削減の趣旨に反する無駄な公金支出である。

5. 経費支出伺書によると，事務執行上欠くことのできない書籍，法令集，定期刊行物等の購入目的は，「知事室，副知事室，秘書課等」の備え付けとし，本冊子以外の書籍，法令集，定期刊行物等の購入部数は，いずれも1部ないし16部であるが，本冊子は，1，200部も大量に購入し無料配布されている。

よって，経費支出伺書に記載されている購入目的に反するものである。

また，本冊子の配布についても，秘書課では把握していないとしているし，平成21年7月29日付徳島県監査委員公表第11号では，本冊子は，「1，200部が納品され，県庁内各部（局）及び市町村には，平成21年2月5日に，合わせて約700部が送付され，その余の500部については，秘書課で保管の上，適宜，本件冊子の配布を必要とする会合等に用いるため，県庁内各部（局）の要求に応じて提供された。」としているが，配布先名，それぞれの配布日及び配布部数など具体的な説明はなされてなく，不透明なものであり，1，200部の本冊子が，実際に，県庁内各部（局）及び市町村に配布されたのかどうか疑わしいものである。

よって，本冊子を1，200部も購入することは，経費削減の趣旨に反する無駄な公金支出である。

6. 過去5年間の本冊子の購入部数をみると，上記1の表の記載のとおり，平成

16年度が6,500部,平成17年度が8,000部,平成18年度が11,700部,平成19年度が5,000部,平成20年度が1,200部となっており,他の年度に比べて平成18年度は,11月に6,000部,12月に5,700部と二回に分けて大量に購入している。平成18年度は,平成19年4月の徳島県知事選挙の直前年度であり,選挙活動に利用する目的で購入し配布されたと考えられる。よって,本冊子は,政治活動を意識して配布されたものであるといえる。

7. 以上のとおり,本冊子は,飯泉知事のマニフェストの実績報告及び政策などの自身の宣伝本にすぎず,また,政治活動等を意識して配布されたものと考えられ,到底,公費を用いて購入すべきものとはいえない。

よって,本冊子を公費を用いて購入することは,地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項の趣旨に反し,違法・不当な公金支出であり,飯泉嘉門及び本件の代決者である板東安彦は,本冊子の購入費として支出された308,000円相当額を徳島県にすみやかに返還すべきである。

8. 以上のような次第で,監査請求人らは,請求の趣旨記載の住民監査請求に及んだ。

(以上,原文のまま掲載)

2 監査の実施

(1) 監査対象機関に対する監査の実施

企画総務部秘書課を監査対象機関とし,平成22年2月23日に調書及び資料の提出を求め,3月3日に監査委員による監査を行った。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して,地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第6項の規定により,平成22年3月11日,証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 監査の結果

本件請求は,理由がないので,これを認めることができない。

4 決定の理由

(1) 事実の確認

平成21年6月1日付けで請求書の提出があり,同年7月21日に監査の結果を決定した本件請求と同趣旨の請求及び本件請求に係る監査対象機関の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握された事実関係は,概ね次のとおりである。

ア 本件請求に係る冊子(以下「本件冊子」という。)の購入については,「知事講演資料」という表示で,平成20年度に秘書課において購入する新聞や書籍等の一つとして,平成20年4月1日,これらを一括した経費支出何となされ,決裁された。

- イ 本件冊子のもととなっている講演は、平成20年5月16日、社団法人内外情勢調査会徳島支部5月例会で行われた。
- ウ 当該講演をもとにして社団法人内外情勢調査会が発行した本件冊子1,200部が納品され、県庁内各部（局）及び市町村には、平成21年2月5日に、合わせて約700部が送付された。その余の約500部については、秘書課で保管の上、適宜、本件冊子の配布を必要とする会合等に用いるため、県庁内各部（局）の求めに応じて提供された。
- エ 平成21年2月13日、株式会社時事通信社徳島支局からの請求（冊子代金300,000円に梱包・発送費8,000円を加えた合計308,000円）に基づき支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁がなされ、同月18日、支払がなされた。
- オ 本件冊子の購入に係る相手先としての業務は、株式会社時事通信社徳島支局において行っている。

（2） 判断

請求人の主張を整理すると、社団法人内外情勢調査会徳島支部例会で行った知事の講演をまとめた本件冊子を県が公費で購入したことが、①「知事のマニフェストの実績報告及び政策など自身の宣伝をする目的で作成された宣伝本であり、政治活動を意識して配布されたものである」、②「他にも類似する内容の県発行の冊子を作成・配布しており無駄な公金支出である」、③「経費支出伺によると購入目的が備付けとしながら、1,200部も購入・配布しており、また、実際に県庁内及び市町村に配布されたか疑わしく、無駄な公金支出である」こと等から、法第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項の趣旨に反し、違法・不当な公金支出であり、知事等に返還を命じる措置を求めるといえるものである。

確認された事実関係に基づき、順次、請求人の主張について判断する。

- ① 「知事のマニフェストの実績報告及び政策など自身の宣伝をする目的で作成された宣伝本であり、政治活動を意識して配布されたものである」という請求人の主張については、本件冊子のもととなっている知事の講演は、正しい世論の醸成に寄与することを目的に設立された社団法人内外情勢調査会の徳島支部例会という場において、本県のおかれている状況や施策について説明したものであり、これをまとめた本件冊子は、県行政の推進に資する広報・業務資料であると認められることから、これを認めることができない。
- ② 「他にも類似する内容の県発行の冊子を作成・配布しており無駄な公金支出である」という請求人の主張については、知事の講演とこれをまとめた本件冊子の内容が県の施策に関するものであることから、県の計画書である「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」とは、内容として重なるものがあるが、本件冊

子は、講演録であるゆえの読みやすさ等から、独自の意義や効用を有すると認められることから、これを認めることができない。

- ③ 「経費支出伺によると購入目的が備付けとしながら、1,200部も購入・配布しており、また、実際に県庁内及び市町村に配布されたか疑わしく、無駄な公金支出である」という請求人の主張については、本件冊子の購入が経費支出伺において秘書課で購入する新聞や書籍等の一つとして一括して処理されており、説明としては十分なものとはいえないけれども、本件冊子の性格や購入部数等から配布を前提としていると認められること、また、本件冊子の過半が県庁内や市町村に配布されていることから、これを認めることはできない。

以上の請求人の主張はいずれも認めることができないものであるから、これらの主張に基づいて本件冊子の購入が法第2条第14項及び地財法第4条第1項の趣旨に反し違法・不当な公金支出であるという請求人の主張についても認めることができず、請求に理由がない。